

奈良県自殺対策支援センター事業実施要綱

1. 目的

奈良県では、平成18年自殺対策基本法の成立、翌年の自殺対策総合対策大綱の策定を受け、平成19年に奈良県自殺対策連絡協議会を設置した。

また、平成30年3月、「奈良県自殺対策計画」を策定し、同年4月からは「奈良県自殺対策支援センター」を奈良県精神保健福祉センター内に設置し、自殺対策に取り組んでいる。

奈良県の自殺死亡率は長年低水準で推移していたが、令和元年には全国平均を上回る状況となった。

自殺をめぐる社会情勢や国等の動向を踏まえた県民のこころの健康や自殺問題についての認識を深め、奈良県における自殺者や自殺のハイリスク者の実態を分析し、実効性のある自殺対策を実施する。

2. 事業の内容等

奈良県の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、以下に定める事業を実施する。

(1) 県民への取り組み

- ・ 広く県民に対して自殺予防に関する普及啓発を行う。
- ・ 自殺予防相談電話（ならこころのホットライン）にて悩みのある方への直接的な支援を行う。
- ・ ハローワークにて無料法律相談「ほっとコーナー」を設置する。

(2) 支援者への取り組み

- ・ 教育機関と連携して若年層のSOSを受け止める体制整備を実施する。
- ・ 研修を通じてゲートキーパーの養成や活動充実のための指導者支援を行う。
- ・ 自殺対策に関わる支援者への各種研修事業を実施する。

(3) 自殺未遂者対策

- ・ 自殺未遂者に関する相談に対応する。
- ・ 医療機関・警察・消防等と連携した自殺未遂者支援を検討する。

(4) 自死遺族対策

- ・ 自死遺族に関する相談に対応する。
- ・ 自死遺族支援を行う団体への支援を行う。

(5) 市町村支援

- ・ 市町村が自殺対策を行う上で必要な情報収集や分析を行い、情報提供する。

- ・市町村自殺対策計画の推進や進捗にかかる支援を行う。
- ・市町村が主催する自殺に関連する会議等に出席する。

(6) 協議会・連絡会への参加・参画

奈良県自殺対策計画の推進や進捗管理のために開催される会議等に参加・参画する。

3. いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）との連携・協働

- ・いのち支える自殺対策推進センターが開催する連絡会議への出席や調査への協力、提供された情報の共有や普及等を行う。
- ・先進的な自殺対策取り組み事例の提案を協働で行う。

付 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。